

庄内広域水道企業団建設工事条件付き一般競争入札実施要綱

令和8年4月1日

告示第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、庄内広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約において実施する一定の資格要件を満たした者による一般競争入札（以下「条件付き一般競争入札」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 条件付き一般競争入札の対象となる工事は、予定価格1億円以上の工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、災害の復旧等の特に緊急を要する工事、施工上特殊な専門技術（特許工法等を含む。）を必要とする工事その他特別な事情がある工事については、この限りでない。

(入札の公告等)

第3条 企業長は、条件付き一般競争入札を実施するときは、庄内広域水道企業団契約に関する規程（令和8年企業団企業管理規程第6号。以下「規程」という。）第15条の規定により公告するとともに、その周知を図るものとする。

(入札参加者の資格)

第4条 条件付き一般競争入札に参加することができる者は、次に掲げる条件を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の建設業の許可（以下「建設業の許可」という。）のうち、当該工事に該当する業種の許可を受けていること。
- (3) 規程第27条第2項に規定する競争入札参加者名簿に登録されている者であること。
- (4) 庄内広域水道企業団競争入札参加資格者指名停止要綱（令和8年企業団告示第12号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 庄内広域水道企業団建設工事請負契約約款第49条第1項第11号の規定に該当しない者であること。
- (7) 鶴岡市、酒田市及び庄内町いずれかの指名停止期間中でないこと。

(8) その他当該工事ごとに別に定める条件を満たしていること。

- 2 前項に規定するもののほか、必要な参加資格要件は、企業団入札等参加者審査委員会（以下「審査会」という。）において定めるものとする。

（入札参加資格の確認申請書等の提出）

第5条 条件付き一般競争入札への参加を希望する者は、当該工事ごとに次に掲げる必要書類を所定の期日までに企業長に提出し、前条に規定する入札参加者の資格（以下「入札参加資格」という。）の有無の確認を受けなければならない。

- (1) 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 同種工事の施工実績（様式第2号）
- (3) 現場代理人の資格・工事経験（様式第3号）
- (4) 監理技術者の資格・工事経験（様式第3号の2）
- (5) 主任技術者等の資格・工事経験（様式第3号の3）
- (6) 技術職員名簿（様式第4号）

（入札参加者の確認）

第6条 企業長は、入札参加資格の有無について確認を行うものとする。

- 2 企業長は、前条各号に掲げる書類を提出した者に対し、前項に規定する確認の結果を入札参加資格確認通知書（様式第5号）又は入札参加資格確認結果通知書（様式第5号の2）により通知するものとし、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付すものとする。

- 3 入札参加資格がないと認められた者は、所定の期日までに、企業長に対して、入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

- 4 企業長は、前項の規定により説明を求めた者に対し、入札参加資格が無いと認めた理由に係る説明書（様式第6号）により回答するものとする。

（設計図書等の閲覧及び配付）

第7条 企業長は、当該工事に係る設計図書等（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供するものとする。ただし、必要と認めるときは、別に定める方法により希望者に交付するものとする。

- 2 入札参加資格があると認められた者は、設計図書等に関し質問があるときは、所定の期日までに設計図書に関する質問書を企業長に提出するものとする。

- 3 企業長は、前項の質問書を受理したときは、質問者に設計図書に関する回答書により回答するとともに、質問及び回答の内容を閲覧に供するものとする。

（入札の執行）

第8条 入札に参加しようとする者は、入札の執行に先立ち、入札参加資格があると認められた旨の通知書又はその写しを係員に提示しなければならない。

（入札の無効）

第9条 入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札に関する

条件に違反した入札は、無効とする。

(入札保証金及び契約保証金)

第 10 条 入札保証金及び契約保証金は、規程第 3 条の規定による。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めのない事項については、企業長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 8 年 9 月 1 日告示第 24 号)

この要綱は、告示の日から施行する。